

春日部市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。

改正後	改正前
(対象者) 第3条	(対象者) 第3条 (5) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所している者

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。